

## 「令和8年度創業等貸付利子補給制度による利子補給申請」のご案内

伊豆の国市と伊豆の国市商工会は、創業等支援の一環として平成30年度から「創業等貸付利子補給制度」を実施しています。

利子補給を希望する場合は、「伊豆の国市創業者等及び小規模事業者サポート利子補給規程」に基づき下記申請書をご提出下さい。

### —利子補給概要—

- ① 融資対象期間：融資より3年間（令和5年度・令和6年度、令和7年度、令和8年度）
- ② 対象融資：国、県、金融機関等の創業関連の融資
- ③ 利子補給基準：基準利率の二分の一、又は、1%の低い方で上限5万円
- ④ 利子補給補助対象期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
- ⑤ 企業：個人・法人 創業3年以内の企業（融資実行日が基準）
- ⑥ 借り換え：不可
- ⑦ その他：市内に事業所を有する  
詳細は「伊豆の国市創業者等及び小規模事業者サポート利子補給規程」による

### 記

#### 1 提出物

〔1〕申請時 提出期限→貸付を受けた日の属する月の翌月末まで(但し令和8年度内)

- ①様式第1号 交付申請書
- ②返済予定表（銀行発行のもの）
- ③直近1年間の各市町村の市税の滞納が無いことを証明できる書類
- ④創業年を証するもの。  
法人-履歴事項全部証明（原本）個人-開業届の写し

〔2〕実績報告と請求（提出期限→翌年度の4月4日まで）

- ①様式第2号 償還実績報告書
- ②当該借入金の残高証明(令和8年3月31日現在 金融機関発行のもの)
- ③当該借入金実行時の内容のわかる通帳等（普通・当座）の写し
- ④様式第3号 請求書

2 申請書受付 令和8年4月1日～ 提出先 伊豆の国市商工会本所

3 お問合せ 伊豆の国市商工会本所（四日町290）電話055-949-3090

4 利子補給（事業）の流れ 別紙参照